

市内民間保育所
施設長及び事務御担当者 様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第 1 課長

**令和 7 年度「川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業」に係る申請（第 3 四半期分）
について（通知）**

日頃から本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件に関する申請方法や申請期限等について、以下のとおりとしますので、御確認及び御対応をお願いします。

1. 申請書類等

- (1) 宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 補助対象保育士内訳書（第 2 号様式）
- (3) 賃借料等振込証明書（補助対象者全員分）
- (4) 自己負担額等確認書（補助対象者全員分）
- (5) 事由毎の挙証書類（詳細は添付の申請マニュアルをご参照ください）

※事由が発生しない園は（1）～（4）の書類のみの提出となります。

※第 1 四半期、第 2 四半期に申請いただいた園は、お手元の申請様式をそのまま使用して申請してください。

※申請書類等がお手元にない園は、下記川崎市公式ウェブサイトの専用ページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

2. 申請方法について

オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）で申請をお願いします。メール及び郵送による申請は原則認められませんので御注意ください。

なお、挙証書類等をデータ化する際に園に設備が無い場合や、データ化したファイルの容量によりオンライン手続かわさきに登録できない場合は、保育第 1 課まで御相談ください。

【申請フォーム URL】 ※以下のリンクをクリックしてください。

<https://lgpos.task-as.jp/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/f98dca2e-6743-48d1-887e-77e0b285a844/start>

3. 申請にあたっての留意点

- (1) 期限に間に合わせるため、やむを得ず不足書類がある状態で申請書を提出する場合は、申請様式一式ファイルの作成フォーム内にある「事務連絡欄」にその旨記載してください。
- (2) 誓約書について、誓約内容の説明及び署名は本制度利用開始前に行って

ください。

- (3) 第1四半期、第2四半期に提出した申請様式を紛失してしまった場合は、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)からダウンロードできますので御活用ください。

4. 申請期限

令和8年1月16日(金)

※多くの市内認可保育所において本事業を御活用いただいております、補助金交付にあたっては、複数園をまとめて支払処理を行っていることから、円滑な支払いのため、上記期限までに申請くださいますよう御協力をお願いします。申請期間中に書類が揃わない場合は、対象者の申請を受付けできなくなることがありますので、予め御了承ください。

5. その他

- (1) 本事業の一次審査については、川崎市事務処理センターが行います。御提出いただいた書類に不備等がありましたら、事務処理センターから修正依頼等がありますので御了承ください。
- (2) 助成金の使途が課税対象となる場合等は、消費税仕入控除税額による補助金の減額(返還)が発生する場合がありますので、消費税の確定申告の際に御確認をお願いします。(社会福祉法人は特定収入割合が5%以下の法人に限ります。)

(川崎市事務処理センター 保育士宿舎借り上げ支援事業審査担当)
電話番号 044-233-1140

(こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 給付・指導担当)
電話番号 044-200-2662
FAX 044-200-3933
Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp